

児童生徒指導に係る規定

県立こやの里特別支援学校

I 児童生徒への全般的な指導に関する規定

第1条（目的）

異性の児童生徒に対する不適切な接し方から、児童生徒の人権を侵害しないために教職員間でのルールの確立を図り、職場全体で取り組む。

第2条（規則・禁止事項）

- (1) 原則として、児童生徒との面談・相談等の実施は、校内又は保護者在宅の生徒宅とする。
- (2) 校外で面談・相談等を実施する場合は、事前に管理職の許可を得る。
- (3) 児童生徒への直接的指導は複数の教職員で行うが、やむを得ず1対1で行う場合は、部屋の窓や扉を開ける等密室状態にならないよう配慮する。
- (4) 原則として、自家用車には児童生徒を乗せない。
- (5) やむを得ず児童生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

II 教職員と生徒間の携帯電話・メール・SNS利用に関する規定

第3条（定義）

SNSとは、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネット上のサービス。具体的には、Facebook、LINE、mixi、Twitter、Greeなどをいう。

第4条（目的）

SNSなどを使用して、教職員が公私を問わず、特定の生徒と必要以上に密接な行動を共にすることを避け、適切な関係を保つ。

第5条（規則・禁止事項）

- (1) 生徒の携帯電話には行かない。
- (2) 保護者を介した連絡を行う。
- (3) どうしても生徒に直接電話する際は、携帯電話には行わず、固定電話等で連絡を行う。
- (4) メールやSNSを通じての生徒との私的なやり取りは行わない。
- (5) どうしてもメールやSNSを通じて生徒と直接的なやり取りを行う場合には、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。
- (6) 生徒との面談や相談等は、メールやSNSは使用しないで実施する。

平成27年12月